

令和8年度産学官連携による企業誘致支援業務委託仕様書

1 業務名 令和8年度産学官連携による企業誘致支援業務（以下「本業務」という。）

2 業務内容

高等教育機関の研究シーズ※（以下「研究シーズ」という。）の活用や本県の地域課題を高等教育機関と連携して解決する事業（以下「地域課題解決事業」という。）の実施により、本県への立地可能性が高まる企業を発掘するため、研究開発型企業や地域課題解決型企業が多く存在する首都圏において、対象となる企業の調査・選別及び大学と連携して企業誘致を目的としたビジネス交流会を開催するとともに、県内立地へ高い関心を示す企業に対して、県内視察ツアー等を実施し、研究シーズの活用や地域課題解決事業の実施による企業誘致を推進する。

※高等教育機関の研究シーズ

- ・本委託業務における「高等教育機関の研究シーズ」とは、令和7年度に鳥取県（以下「発注者」という。）が整理した鳥取大学の研究シーズのことを言う。研究内容については、採択者、鳥取大学及び鳥取県で秘密保持契約を締結した上で開示する。

3 委託期間 契約締結日から令和9年3月5日（金）まで

4 業務内容等

(1) 企業誘致を目的とした研究シーズや地域課題解決事業と企業のマッチング

① 誘致対象企業の調査・選定

研究開発型企業や地域課題解決型企業が多く存在する首都圏を中心として、別紙1に示す研究テーマの活用やその関連分野（「宇宙産業」「医療産業」「脱炭素関連産業」「地域課題解決事業（日常生活に支障をきたす問題の解決に資するもの）」「ネイチャーテック産業（スマート農業、スマート林業など）」など、共同研究や地域課題解決事業の実施が見込まれる企業の調査・選定を行うこと。（別紙2に示す鳥取県内に進出済みの企業を除いて選定すること。）

② 企業誘致を目的としたビジネス交流会の開催

- ・①で調査・選定した企業が10社以上参加するビジネス交流会を東京都内の公共交通利用で容易にアクセス可能な会場において開催すること。（参加企業について予め発注者と協議すること）
- ・①で新たに調査・選定した企業に加えて、鳥取県内に進出済みの首都圏等に本社を持つ企業で、研究シーズや地域課題解決事業とのマッチングの可能性のある企業の参加調整も行うこと。
- ・発注者に加えて、企業誘致に意欲を持つ県内市町村の参加を促し、企業誘致に関するPRを行うこと。
- ・鳥取大学の産学官連携を所掌する部署の参加を必須とし、鳥取大学のPRを行うこと。

- ・軽食を準備すること。(予算は1人税込み2,000円以内(税込)とし、参加料を徴収すること。)

③ 鳥取視察ツアーの実施

- ・上記ビジネス交流会において、鳥取県内への進出の関心度が高く、かつ、研究シーズとのマッチングや地域課題解決事業に繋がる可能性がある企業に絞って鳥取視察ツアーを実施すること。(ただし、拠点設置を伴わないソリューション提供のみを行う企業は対象外とする。)
- ・市町村と連携し、拠点設置の判断に必要な情報を得るための関係機関等を視察すること。
- ・鳥取視察ツアーでは、「ツアー参加企業」と「鳥取大学研究者」とのマッチング交流会を鳥取駅からアクセスが容易な会場で開催すること。
- ・マッチング交流会には軽食を準備すること。(予算は1人2,000円(税込)以内とし、参加料を徴収すること。)

(2) 企業誘致 PR 資料集の作成

- ・(1)を効果的に進めるため、鳥取県内をフィールドに行う企業との共同研究等により企業誘致に繋がる可能性のある研究シーズを企業が自社の事業への活用が検討できるように企業目線で整理するとともに、鳥取県の企業立地支援策と研究シーズを掲載する企業誘致 PR 資料を作成する。PR 資料集の構成は下表のとおりとする。
- ・PR 資料は、A4 縦とし、各項目のページ数の目安は下表のとおりとする。
- ・画像編集ソフトは指定しないが、鳥取県への納品は、当該ソフトで編集可能な電子データ及び PDF で行うこと。(なお、製本は不要。)

<企業誘致 PR 資料集の構成>

No	項目	内容	ページ数 目安
1	表紙	—	1
2	目次	—	1
3	鳥取県の企業誘致方針	—	1
4	「とっとり産業クラスター」形成への挑戦	鳥取県が推進する「とっとり産業クラスター」形成及び同クラスターに位置付けられる以下の産業集積の取組の概要、関連する研究シーズを併せて紹介する。 (1) ネクストインダストリー (宇宙産業) ・鳥取砂丘月面実証フィールド「ルナテラス」を中心に展開される宇宙産業集積の取組 (2) ヘルスケア (医療産業) ・鳥取大学医学部附属病院を中心に展開される医工	12 各2ページ (見開き) ×6

		<p>連携及び次世代バイオ産業創出の取組</p> <p>(3) GX・エネルギー（脱炭素関連産業）</p> <ul style="list-style-type: none"> 鳥取県内で展開される脱炭素関連の投資プロジェクトの紹介（例：王子製紙(株)米子工場で行われる木質由来糖液等のパイロットプラント建設など） <p>(4) GX・エネルギー（自然資本産業）</p> <ul style="list-style-type: none"> 鳥取市気高町日光地区を中心に展開される生物多様性や地域の特色ある農畜産物等の地域資源を活用した自然資本産業創出の取組 <p>(5) 製造業振興プロジェクト</p> <ul style="list-style-type: none"> 大手企業や成長産業のメーカーとの直取引等の高付加価値モノづくりを目指す新鳥取モノづくりクラスター「DUNE」を起点としたものづくり産業振興の取組 <p>(6) 社会・地域課題解決事業など</p> <ul style="list-style-type: none"> 鳥取県内で展開される社会・地域課題解決事業の紹介（例：日野自動車(株)が展開する遠隔点呼などの地域交通ソリューション提供事業など） 	
5	研究シーズ紹介	<ul style="list-style-type: none"> 鳥取大学の産学連携の組織及び取組紹介 令和7年度に発注者が整理した研究シーズの一覧表 令和7年度に発注者が整理した研究シーズから特に企業誘致に繋がる可能性が見込まれるものを選定して詳しく紹介（各研究シーズ1ページ） 	13 （内訳） 大学紹介1ページ 研究シーズ一覧表見開き2ページ 研究シーズ紹介10ページ
6	主要統計データ	<ul style="list-style-type: none"> 鳥取県の人口、面積、産業構造、気候 	1
7	交通アクセス	<ul style="list-style-type: none"> 鳥取県～関西圏及び中京圏までの道路網 鉄道網、航空路線、航路 	1
8	人材確保	<ul style="list-style-type: none"> 工学系人材の人数 	1
9	企業立地に関する支援制度	<ul style="list-style-type: none"> 県の支援制度（産業未来共創補助金、先端的デジタル活用企業立地促進補助金、先駆型ラボ誘致・育成補助金、研究開発拠点設置支援補助金）の紹介 	1

10	企業立地事例	<ul style="list-style-type: none"> ・近年の立地件数 ・近年の主なもの 例：(株)イナテック、(株)IAC、マルサンアイ(株)、ニッポン高度紙工業(株)、三井屋工業(株) 	2（見開き）
11	充実した支援体制	<ul style="list-style-type: none"> ○企業誘致・企業立地サポート体制 ・人口最少県なので市町村、大学と近い距離間で連携していることを PR ○研究開発のバックアップ ・(地独) 鳥取県産業技術センター ○展示会等の開催 ・とっとり産業未来フェス、鳥取大学の医工連携展示会 	1
12	紹介可能工業団地、ビジネス交流拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・工業団地（布袋工業団地、山手工業団地） ・ビジネス交流拠点（カトカミ、SANDBOX TOTTORI、くらしごと BASE）など 	2

(3) 鳥取大学との調整

業務実施に関する鳥取大学との調整は、受注者が窓口となり行うこと。

5 成果物

(1) 企業誘致を目的とした研究シーズや地域課題解決事業と企業のマッチング

- ・業務実施報告書

(2) 企業誘致 PR 資料集の作成

- ・資料集のデータを収めた電子媒体

6 成果物の納入期日

(1) 5（1）に規定する企業誘致を目的とした研究シーズや地域課題解決事業と企業のマッチングに係る業務実施報告書

- ・13に規定する完了報告書を提出する日

(2) 5（2）に規定する企業誘致 PR 資料集

- ・令和8年度上半期において鳥取県商工労働部立地戦略課長が別に定める日

7 権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、本業務により生ずる権利又は第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

8 秘密の保持

(1) 受注者は、本業務の履行に関して知り得た事項を第三者に漏らし、又は発注者の承認を受けないで資料等を第三者に閲覧させてはならない。

(2) 受注者は、本業務に従事する者並びに11の規定により本業務を再委託する場合の再委託

先及びそれらの使用人（以下「従事者等」という。）に対して、（１）の規定を遵守させなければならない。

- （３）発注者は、受注者が（１）及び（２）の規定に違反し、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、受注者に対し契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。
- （４）（１）から（３）までの規定は、本業務に係る委託期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

9 守秘事項等

- （１）受注者は、本業務における成果物（中間成果物を含む。）については、当該業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積したり、他の目的に使用してはならない。
- （２）本業務の履行に当たって、知り得た秘密を漏らしてはならない。
- （３）受注者は、本業務に従事する者及び11の規定により従事者等に対して、（１）及び（２）の規定を遵守させなければならない。
- （４）発注者は、受注者又は従事者等が（１）から（３）までの規定に違反し、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、受注者に対し契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。
- （５）（１）から（４）までの規定は、本業務に係る委託期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

10 個人情報の保護

- （１）受注者は、本業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。
- （２）受注者は、従事者等に対して、特記事項を遵守させなければならない。

11 再委託の禁止

- （１）受注者は、発注者の承認を受けずに、再委託をしてはならない。
- （２）発注者は、次のいずれかに該当する場合は、（１）の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。
 - ア 再委託の契約金額が本業務に係る委託料の額の50パーセントを超える場合
 - イ 再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合

12 調査等

発注者は、必要があると認めるときは、本業務の処理状況について調査し、受注者に対して報告を求めることができる。この場合において、受注者は、これに従わなければならない。

13 完了報告及び検査

受注者は、本業務を完了したときは、完了の日から14日以内に完了報告書を発注者に提出し、発注者は完了報告書を受領した日から10日以内に本業務の完了を確認するための検査を行う。

14 委託料の支払

- （１）受注者は、13の完了報告が適正と認められた後、速やかに委託料の請求書を発注者へ提出するものとする。
- （２）発注者は、正当な請求書を受領した日から30日以内に委託料を支払うものとする。
- （３）発注者が、正当な理由なく（２）に規定する支払期間内に支払を完了しないときは、受注者は、遅延日数に応じ未払金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した遅延利息を発注者に請求することができる。

15 仕様書遵守に要する経費

この仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

16 その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。